

平成 27 年

第 7 回飯館村議会臨時会會議録

自 平成 27 年 8 月 19 日  
至 平成 27 年 8 月 19 日

飯 館 村 議 会

平成27年第7回飯館村議会臨時会会期日程（案）

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	8.19	水	本会議	午前10時10分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

平成 27 年 8 月 19 日

平成 27 年第 7 回飯舘村議会臨時会会議録（第 1 号）



平成27年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）							
招集年月日	平成27年8月19日（水曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣言	開会	平成27年8月19日 午前10時10分					
	閉会	平成27年8月19日 午前11時51分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	高野 孝一	○	2	渡邊 計	○	
	3	菅野 新一	○	4	北原 経	○	
	5	松下 義喜	○	6	伊東 利	○	
	7	佐藤 八郎	○	8	佐藤 長平	○	
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○	
署名議員	8番 佐藤 長平		9番 飯樋 善二郎		1番 高野 孝一		
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 北原 美樹		書記 斎藤 博史		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井 一彦	○	
	健康福祉課長	高橋 正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○	
	復興対策課長	愛澤 伸一	○	除染推進課長	中川 喜昭	○	
	会計管理者	但野 正行	○	教育委員長	佐藤 真弘		
	教育長	八巻 義徳		教育課長	村山 宏行	○	
	代表監査委員	佐藤 榮一		農業委員会長	菅野 宗夫		
	農業委員会長	但野 正行	○	選挙管理委員会長	高野 京子		
	選挙管理委員会書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年8月19日(水)・午前10時10分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第49号 災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事請負契約について
- 日程第 5 議案第50号 宿泊体験館きこり修繕工事請負契約について
- 日程第 6 議員派遣 議員派遣の件

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第7回飯館村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時10分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付のありました議案は、その他案件2件であります。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第49号と第50号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成27年第7回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には、懸案でありました災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事並びに宿泊体験館きこりの修繕工事の入札が終わりまして、仮契約を締結いたしましたので、臨時議会を招集させていただきました。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第49号は、災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事請負契約についてでございます。

去る8月7日、7社による指名競争入札の結果、株式会社英工務店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。

なお、契約金額は2億628万円であります。

議案第50号は、宿泊体験館きこり修繕工事請負契約についてでございます。

去る8月7日、6社による指名競争入札の結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。

なお、契約金額は9,828万円であります。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

( )  
◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時16分）

◎休憩の宣言

議長（大谷友孝君） 引き続き休憩します。

再開は10時40分とします。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午前10時40分）

◎日程第4、議案第49号 災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第49号災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 4点ほど伺うものであります。

第1点は、指名された7社の会社名を教えていただきたい。

2番目の落札率を教えていただきたい。

3番目、高齢者用、それから若者、両方ということで図面化されているんですが、全体、全部が洋室であるということで、和室の対応はどうするのかが3点目であります。

4点目、落札されました会社は前、処分を受けておりますので、その点についてどういうふうな対応をしているのか。

以上、4点です。

総務課長（中井田 榮君） まず1点目が7社の業者名でありますけれども、最初に庄司建設工業株式会社、関場建設株式会社、東北建設株式会社、株式会社古俣工務店川俣支店、後

藤建設工業株式会社、最後に株式会社英工務店でございます。

あと、2番札の差につきましては少々お待ちください。（「6つしか言っていない」の声あり）

失礼しました。もう一回、最初から。庄司建設工業株式会社、関場建設株式会社、東北建設株式会社、株式会社古俣工務店川俣支店、後藤建設工業株式会社、佐藤工業株式会社、株式会社英工務店、以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 住宅の部屋割りについてのご質問をいただいております。図面上、ちょっと表記がなくて大変申しわけございませんでしたが、基本、フローリングの床材というふうに考えてございます。ただ、一般住宅3LDKということで部屋が3つあるわけでございますが、うち1階部分の6畳間が和室仕様というふうに現在なってございます。それから、高齢者向けの部屋は2LDKとなってございますが、将来、車椅子の室内での移動の利便性等も考慮しまして、和室は設けていないところでございます。以上です。

○ 副村長（門馬伸市君） 4点目の英工務店の、先に工事が終わりました災害公営住宅飯野町団地の不適切な工事に伴う処分の件ですが、平成26年6月5日に指名委員会を開きまして、英工務店並びに建築設計をいたしました邑建築事務所について、指名停止の件について協議をしております。その結果、英工務店につきましては6月5日から9月4日までの3ヶ月間の指名停止処分、並びに邑建築事務所につきましても26年6月5日から同年9月4日までの3ヶ月間指名停止処分をしたところであります。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの2点目の2番札との差でございますけれども、100万円でございます。

8番（佐藤長平君） 仮設住宅でもフローリング仕上げということで配慮されたんですが、その後の希望で全部畳敷きになっています。基本的には介護を中心とするということでフローリング仕上げだが、和室対応もしているということでよろしいんでしょうか。

○ 第2点は、昨年度の処分については説明がありましたが、今度の請負並びに実際に仕事をさせるという関係の中では、前の処分についてどのような対応をしたのか、伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） フローリングの和室対応についてでございますが、当初の設計の中では見込んでいないところでございますので、今後内部で検討させていただきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 英工務店の指名停止が解かれた後の工事の内容でありますけれども、建築の部分が何件だったか……。建築部門、ちょっと調べさせますが、その後、工事担当のほうで土木もかなり請け負っておりますので、道路の補修、改修。特に指摘されるような問題は私のほうには報告はありませんでした。

8番（佐藤長平君） 復興対策課長、今後の対応でなくて、多分、フローリング仕上げでいいんだと思う。和室にもできる、洋室にもできる、多分両方に対応できればいいのかなと思っているのね。2部屋あるんだから、片方は和室にしてくださいという場合はフローリングの上に敷けばいいわけだから、わざわざ畳敷きにする必要は私はないと思っている。ですから、希望に応じて1部屋は和室にするという場合は、基本的にはフローリング仕上げなんだけれども、その上に畳敷きにするという希望を、それであればいいのかなという

ふうに、フレキシブルに対応できたほうがいいのかなと。こっちだって決めちゃうと後で自分の負担になりますので、そういう希望に応じた、どちらでも対応できますよという考え方のほうが正しいのではないかなど私は思うんですけれども、もう一度お願ひしたいと思います。

それから、英工務店ですけれども、今回の工事に対してはどういう詰めをしたんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今回フローリングを基本として設計をさせていただきましたので、これを一部和室対応にできるのかどうかということで、どのような設計変更が出てくるのか、ちょっと今時点では即答できないところではございますが、せっかくのご指摘でございますので、今後持ち帰って検討したいと思います。

なお、いずれにしても入居者さんとのお話によってということでございますので、今回の設計の中ではなくて、また別の形で対応せざるを得ないのかなと思っております。

副村長（門馬伸市君） 前回、設計業者との連携が一部密でなかったということもありましたので、今回は入札後、設計業者と請負業者と工程なども綿密に連携をとりながら、遺漏のないように工事を進めるようにと指示したところであります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

7番（佐藤八郎君） いよいよ住宅建設ということではありますけれども、あそこは脇に河川があつたり、あとはちょっと離れて山が小高くあるんですけども、あの環境からして危険毒物たる放射性物質の除去、隔離の進捗、線量値は今どのようになっているのか。

あとは、建設工事に当たっての、今ほど佐藤議員からもありましたように、前のような案件ですね、途中で変わっていたことを役場が知りながらも、後で我々議会に報告したという事例があるんですけども、今の副村長のご答弁を聞いてみると、3カ月指名停止でその後は何ら問題なく、指摘されるようなものもないというお話ですけれども、その辺の指導監督。前、指導監督していてもそういう結果だったんです。それで処分あったんです。その点について。

さらに、そこで働く労働者の安全性。4割減に出ているガラスバッジ、伊達市議会でも問題になりましたけれども、労働者の安全性についてはどのように指導監督されるのか、伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 大谷地団地内の除染は一応終了しているものと聞いているところでございます。なお、工事に当たっては常に線量管理を行いながら、安全に配慮して対応してまいりたいと思います。

労働者の安全基準につきましても、国の定めたガイドライン等に沿って適切に対応してまいりたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 先ほど佐藤長平議員にもお答えいたしましたが、飯野町団地の教訓といいますか、それをまた繰り返すことのないように、設計業者ももちろん工事の管理に当たるわけですけれども、それに加えて、設計業者と工事請負業者との関係というのはやはり綿密に打ち合わせをしながら実施をしていかないと後で手戻り工事になってしまふということありますので、その辺については十分、今回指示をしているところであります。

なお、変更が生じた場合、速やかに議員の皆さんにも報告するようにということで指示しておりますので、何かありましたらばまた、議会にかける案件でなくて全協あたりで説明する案件についても、変更が生じた場合については報告をしたいと思っています。

なお、労働者の安全については、請負業者の責務あります。村が指導することも大切かと思いますけれども、当然、請負業者が放射線量の対策というのは十分わかっているはずですので、指導はいたしますが、業者の責任でしっかりとやってもらうということが大切なと思っております。

7番（佐藤八郎君）あの周辺一帯、放射線物質、危険毒物が及ぼす影響をどういうふうに捉えて、その除去、隔離をどうされているのか、進捗状況をお知らせ願いたいと質問しました。線量値はやる前とやった後はどういうふうになったか、質問しました。除染終了しているかどうかは聞いておりません。

復興対策課長（愛澤伸一君）済みません、手元に資料がございませんので、申しわけございません。

7番（佐藤八郎君）工事建設ですから、いよいよ建物を建てていく。その生活環境の状況が手元にないということで、この案件を承認して進めてくれというお話になりますか。目に見えない、においがしない、あそこの河川はいろんな大雨水害やらいろいろ、上流からかなりのものが流れてくる状況も過去に何十回、何百回あるんです。何も問題ない生活環境になるんですか。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君）暫時休憩します。

（午前10時57分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君）再開いたします。

（午前10時58分）

7番（佐藤八郎君）今、2点目ですけれども、副村長から変更だけは速やかにということで、前は3カ月ぐらいおくれてから出てきたのかどうか。設計図に基づいて予算がとられ、議会承認を得て始まった上で、監督責任は設計業者にあるし、村にもあるわけです、発注。その村が立ち会いながら3カ月以上になったのか、報告がないまま、何か屋根が高さ同じくなるみたいな話になって、この3カ月指名停止、普通のミスとは違うんですよ。3カ月の指名停止がどうだったかどうかは指名委員会の判断ですから、設計の出ている柱の長さと実際の長さが違っているなんていうことで仕上げて、それを3カ月以上も職員が、担当が見守っていてという形のやり方なんですよ、やったことは。どういうことか、わかりますか。そんなことをした業者なんです。3カ月指名停止して終わって、その後何も問題を起こしていない。また建設の分野に入れてくる。何か間違いを起こしたって、意図的な間違いと同じです。普通だったら最初からやり直しですよ、普通のお宅であれば。先ほど長平議員からもありましたけれども、任せていては、そういうふうに今度はならないように厳重に注意したらって、そんなのいつだってそういうふうにしているわけですから。

そういう会社ですから、労働者の線量管理もどういうふうになるか、ちょっと私として

は心配しているところでありますけれども、この会社については他の会社以上に十二分に指導監督をしなければならないと私は思いますけれども。

副村長（門馬伸市君） 飯野町団地の3カ月過ぎてからという話の詳細を私ちょっとあれなので、当時の担当課長から説明させますが、過去には白石の若者住宅でしたか、あのときにもありましたので、飯野町団地のときにもそういう指導はしておりましたが、ああいう問題になってしまったということありますので、今回は特にそういう問題の生じないようについてで強い指導をしておりますので、ご理解いただければと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 私が当時、担当課長をしておりまして、26年3月に発覚といいますか、こちらで検査した際におかしいということが発覚しまして、すぐわかった時点で対応策を府内で検討しながら、議会のほうにも報告させていただいたというような記憶がございます。そういうことで、大変、管理不行き届きという部分もありますが、そのような状況ですぐさま対応させていただいたというところであります。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 環境省の除染の作業は完了しているようでございまして、現在、国からの報告待ちという状況でございます。村としての検査も早速実施したいと思ってい

( )

るところでございます。

7番（佐藤八郎君） 環境省の報告待ち。環境省は加害者なんですよ、仕事やっている。加害者の報告を待って、村民の生活環境を守っていくという課長答弁でいいんですか。

村長（菅野典雄君） 除染が終わった後、必ず環境省ははかっております。ただ、住民からは、はかった段階ですぐ教えていただいたり、あるいはモニタリングの結果を教えていただければということですが、環境省のほう、できるだけ速やかにという話はしているんですが、一軒一軒にその都度その都度、はい、ここです、ここになりました、この数字ですという話にはならないということですが、何せ集落全部終わってからという話ではだめなのでという話を言っております。ですから、数字的には間違ひなく出ていると思っておりますので、こういう状況で議会からのご質問もありましたということで、すぐさま環境省にその後の数値を調べさせて、後ほどになりますけれども、ご報告をさせていただきたいと思っていますので、何とぞご理解をいただければと思います。

なお、確かに注意をしなければなりません。除染をする方も今5,000人、6,000人入っておりますが、みんな健康管理のための線量をはかっているわけでありますから、毎日というわけにはいかなくても、やっぱりそれなりに線量をはかるようなことが必要なんだろうと思っておりますので、その点も業者にこれから言つていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 直接、その場所は私、計測していませんけれども、川を越えた住宅とか、川の住宅の近くのところとか、定期的にずっと、ここ3年ぐらい追っかけてはかっていますけれども、それなりの数値があるんですね。除染前ももちろんありましたけれども、除染後も6とか8マイクロシーベルトなんていうところは何カ所もある。河川の中まで私入っていないです。河川も一概にはかったわけじゃないですけれども。線量があるかないか、実態も主体的に行政としてつかまない。ずっと言い続けています、私は。環境省、加害者任せにしないで、自分できちんと村に、どこに危険な毒物がどれだけあるんだかをつかむ

べきだとずっと言い続けていますけれども、こうやって建設して、そこに村民を入れようというときに、こういう状態ですからね。どうしたんですか。村民と行政の協働の村づくりの信念は。どこへ行ってしまったんですか。どういう仕事をしているんですか。いつからそんな形になったんですか。村長の公約にもそんなことは載っていませんけれども。誰が村で大事なんですか。

村長（菅野典雄君） 残念ながら、原発事故で我々はふるさとが放射能で汚されてしまったと、こういうことであります。したがって、しっかりと国の責任で除染をしてもらうということで、ここ二、三年、必死になってやっているわけであります。そういう中で、できるだけ村民にまたふるさとに戻ってもらうために、今必死になって除染をやっていただいているわけでありますので、それをさらに進めるとともに、我々としてもできるだけやっぱりいい環境のために努力をしていく、あるいは住民に周知をしていくということが大切なんだろうと思っておりまして、震災以来、点でありますけれども、ある程度出させていただいていると、あるいは全て公表させていただいているということですが、その後のデータなどもやっぱりしっかりと出していくことだろうと思いますので、先ほど申しましたように、今回の建設に当たってのその状況が多分一軒一軒あるいは全体としてわかつていると思われますので、直ちに出させていただきくなり、あるいは村としてもその辺の線量をしっかりととはかっていきたいと思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

1番（高野孝一君） 何点か質問しますけれども、第1点は、3月の全協において竣工時期が3月末だというような工程表が出されておりましたが、今回の工期のおくれによる工程表の概要についてお伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 国の復興交付金の関係で本日が議会ということになったわけでございますが、工期は一応来年の3月末までということで進めさせていただきたいと思っております。

1番（高野孝一君） 全段階の中では、工期はそれで十分だというふうにお考えなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 契約上は3月31日までということでございますが、冬場の工事等も入ってきまして、どのようになるかわかりません。一応、繰り越しも視野に入れながら進めさせていただければと思っております。

1番（高野孝一君） 入居者についてでありますけれども、やはり同じく3月の全協の中では、大谷地住宅に入居していた方が新たに入居する世帯というのは18世帯だというふうに認識しております。今年度が8世帯、28年度が8世帯で、私は2世帯不足するんじゃないかなというふうには思っておりました。今回の8世帯の新築にあっては、対象がその大谷地に入居していた世帯を優先的に対応するというような考え方でよろしいんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 大谷地団地の建てかえということで工事を進めさせていただいているので、基本的には大谷地団地にお住まいの方に優先的にお話をすることになるのかなと考えております。

1番（高野孝一君） そうすると、次年度予定の、これは話が別になるかもしれません、その北側と南にある5棟の長屋式の古い住宅なんですけれども、これは撤去して第2期工事

に本当は今年度予算に入っているわけありますけれども、この辺の計画の変更というのはどのようにお考えでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 大谷地団地の整備でございますが、おおむね27年度、本年度から3カ年ないし4カ年程度で整備をしたいと考えております。住宅はもとより消防屯所の建てかえ、あるいは草野の地区の住民の皆様に利用していただける集会所、あるいは公園等も考えてまいりたいというふうに考えております。

29年度以降の事業につきましてはまだ流動的な面もございますが、来年度につきましては今回つくります2棟の南側、昭和53年の1から5、昭和51年の1から5ということで、このエリアについて撤去、その後、再設置ということで4棟を計画したいと考えてございます。その後の整備につきましては、村に帰村する皆様の状況あるいは既存の住宅のリフォームの状況等々をあわせ見ながら、総合的に村全体での公営住宅の整備を図ってまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） とすると、以前計画されていた来年度の8戸というのは4戸になったということでお理解してよろしいんですね。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今ご答弁申し上げましたが、この3カ年、4カ年の中で、どの程度、大谷地に住宅を整備すべきか、帰村意向の皆様のご希望の状況でありますとか、あるいは大谷地以外の地区での住宅整備の状況でありますとか、全体的な公営住宅整備の中で決めてまいりたいと思っております。

1番（高野孝一君） 戻りまして、今回の事業における国の補助率というのはどうになっているのか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興交付金で8分の7でございます。家賃を徴収する施設ということでございますので、8分の1については自己負担ということになります。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

2番（渡邊 計君） 今回、既存撤去工事として防火水槽を1カ所壊すわけですが、これ、防火水槽を1カ所壊しても、万が一火が出た場合の消火の水及びそういうものはどういうふうに考えているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 県道浪江国見線沿線に消火栓があります。また、敷地西側がマタタ川ということで、河川が流れているということで、水量としては十分かなと思っておりますが、なお今後、消防と十分詰めながら検討してまいりたいと思います。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号災害公営住宅大谷地団地1期住宅建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号災害公営住宅大谷地団地1期  
住宅建設工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第50号 宿泊体験館きこり修繕工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第50号宿泊体験館きこり修繕工事請負契約についての件  
を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 指名された6社の名前、それから1番札の落札率、2番札の落札率を教  
えていただきたい。

総務課長（中井田 榮君） まず業者名でありますけれども、1番に庄司建設工業株式会社、  
関場建設株式会社、東北建設株式会社、株式会社古俣工務店川俣支店、後藤建設工業株式  
会社、株式会社英工務店でございます。

○ 1番札と2番札の差でありますけれども、80万円でございます。（「落札率」の声あり）  
落札率は先ほどご説明しましたように、99.9でございます。

8番（佐藤長平君） 前と大体似たような建設工事、建築工事なんですが、この佐藤工業を退  
いた理由を説明お願いします。

副村長（門馬伸市君） 指名基準ですが、1億円以上が7社、1億円未満は6社、5社から6  
社ということで基準をつくっておりますので、その基準で6社としたわけであります。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

7番（佐藤八郎君） この施設、前にも修繕されていますね、予算とて。その内容と費用で、  
どういうふうなことになっていたのか。

○ あとは、この修繕によって本来の活用状況との比較ではどの範囲のことを考えられて  
いるのか。

あとは、3点目で、私の地元にある施設なので、全く森林の中にある施設といつても過  
言でない、森林だらけのところにあります。その危険毒物の除染状況はどういうふうにな  
っているのか。さらに、今後やるとなれば、営業再開するとなれば、線量によって立入禁  
止区域指定されるのか。環境省は森林線量は少なくなっているというふうに、けさほど同  
僚議員からその旨の話、やっているということでありますけれども、村はどのようにその  
辺を考えているのか。この際、伺っておきます。

生活支援対策課長（細川 亨君） まず、ただいまの質問の1番目でございますが、当時の工  
事の状況ですが、大分、震災直後でございまして、宿泊棟初めいろんな全ての棟にわたり  
まして、ひびが入ったりなんだりしまして、その修繕に当たったということでございます。  
その修繕については、それなりに直してはきておるんですが、リフォームしなくてはいけ  
ない部分が多くございまして、今回その修繕に当たると、リフォームに当たるということ  
でございます。

2番目の使用の考えでございますが、いやしの宿にかわる施設としまして、いやしの宿  
から今度シフトチェンジということで、このあいの沢を宿泊体験館きこりを使っていくと  
いうことでございまして、村民の触れ合いの場、そういうふうな部分でぜひ活用していく

たいなという考え方でございます。

除染のほうは除染推進課長。

除染推進課長（中川喜昭君） きこりの敷地なり、あとはその周辺の除染状況でございますが、まず建物、敷地については25年度に国のほうの拠点事業だと思いますが、その工事で除染をしているということです。あと、その周辺については、26年度に実施しているという状況でございます。それで今回、来春から村民の活用という話もありましたので、除染推進課としましてもやはり状況の確認ということをしてきたところでございます。そういう中で、やはり局部的に高いところがあるということの確認をしておりまして、今現在、再度、全面的に空間線量の調査をしながら、その対応策を環境省に求めているということです。

それで、推進課で調べた状況でありますと、敷地、建物についてはほぼ1マイクロシーベルトを下がっているところですが、局部的に、下の駐車場から階段を上っていく、ちょっとのり面があるところがありますが、あの辺が2から3マイクロ、あとは研修棟、今回改修には入っておりませんけれども、研修棟のバルコニーといいますか、板間になっている下が高いというような状況を確認しているところでございます。環境省につきましても、村の復興という部分もあるということで、ホットスポットの対応という形で今後進めるという確約をしているところでございます。以上であります。

生活支援対策課長（細川 亨君） 平成23年度のきこり震災復旧工事の費用についてでございますが、3,976万円ほどかけております。工事の内容については少々お待ちいただいて、今調べている最中でございますので、少々お待ちください。

7番（佐藤八郎君） では、全体的に、いわゆる私たちの家であれば家の中を全部もとどおりというか、活用できる状況に全体リフォームをすると。今回の部分でそのリフォームは完成に至るということになるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当時、最低限の修理ということで今3,000万でしたか、出てきたわけであります、住民がばらばらになったのをどういうふうにするかということで皆様方のご理解をいただいて、いよいよ宿飯坂をやってきたわけですが、非常に危険になってきました。ということで、何とかやはりそこら辺を考えなきやならないなということで、今回このきこりの改修に入ったんですが、残念ながらこれが全てではありません。まだまだこの宿泊棟なりなんなりをやっていかなければなりませんが、補助事業などもどういうふうにつくれるかというのがまだその辺が決まっていないので、今決まった段階だけということであります。なお、今の段階では飯館村は宿泊はできませんので、しかも、あいの沢、決して線量が低いところではございませんので、当然これから除染の状況なりなんなりをしっかりと見ながら、注意に注意を重ね、やはり住民の活用をやっていかなければならぬと、こんなふうに思っております。

多分、活用は来年度からになると、今年いっぱいは何とか飯坂のほうで補っていかなければと考えていますので、それに当たっては、開くに当たってはまた線量の問題、その他、注意事項などをしっかりと住民に知らせながらやっていくということではないのかなと思っております。以上であります。

○ 7番（佐藤八郎君） 月に三、四回、いやしを利用させてもらっていますし、大分いやし利用者に聞くんですけれども、今、村長が言う、いやしが危険になってきたというのは利用している人には何が危険なのかわかっていないし、従業員聞いても、消防法的に何か、何がどういうふうに危険で2月に閉めなければ——2月ですか——ならないのか、なぜここをなくしたいのか、意図がわからない人が多いようなんですけれども、そういう声の代弁者として今村長が言いましたので聞いておきますけれども、いやしが危険だという点を具体的に、誰が聞いてもわかるように、法律、消防法とかいろんな部分あるのかどうかわかりませんけれども、お知らせ願います。

○ 生活支援対策課長（細川 亨君） 当初予算のときにも説明したと思いますが、旧館のほうは昭和36年建設でございまして、今年53年目を迎えます。新館のほうは昭和44年建設でございまして、今年47年目を迎えるという状況でございます。旧館のほうを見ていただくとわかるかと思いますが、まず窓を開けられないと。小屋の上からコンクリート片が落下してきますので、開けられないと。あとは旧館のほうが湿気が強いと。年がら年中、除湿機をかけ放しでございます。だけれども、除湿機かけないとどんどんどんどん湿っぽくなってしまって、そこもちょっと入れないと。あとは風呂の部分もそうです、今ちょっと露天風呂のほう、ちょっと使えない状況になっておりまして、そちらのほうもなかなか検査が通らないと。あとは天井の部分の配管、これが大分老朽化しております、あちこち漏水して、これを完璧に修繕しないと、直すとどこかがまた破裂するというふうな状況になっておりまして、ちょっと手のつけられないような状況になっているというのが現状でございます。以上です。

○ 7番（佐藤八郎君） お知らせ版に今言ったことをちゃんと書いて、全村民に。前にも言ったような気がするなんだけれども。何も隠すことじゃないですよ。2月に閉館する。きこりが来年何月からお湯に入れるようにするんだかわかりませんけれども。何、不思議なことやって、みんなに何、話題提供しているのかな、言わないことで。ちゃんと知らせてください。

○ あとは、除染推進課長からあったように、局部的に高い。私も何度か行って、春先に行ったら魚釣りしている若者が車2台で来てやっていました。その周辺、あちこちはかりましたら、30マイクロシーベルトをオーバーするところが何カ所もありました。きこりの中までは入っていませんでしたけれども、周辺一帯、相当な線量がまだまだある。役場は放射線量が幾らあっても危険な毒物物質という考えはないんでしょうか。目に見えない、においしないから、もう何でもいいんでしょうか。先ほど環境省からの話も、同僚議員から聞いた話もしましたけれども、線量はどういうふうになっているんですか。もう土の中深く入ったので、上には出てこないからこのままでいいんだということで、それで飯館は了承した、毒物は山の中に土中深く入っただけでいいんだというふうになるんでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 避難の状況、的確かどうかはわかりませんが、その当時、国からの指令は年間20ミリシーベルトを超えるので出なさいと、避難しなさいと、こういう話だったわけであります。そのときに、その20ミリというのがどうだったかは別にしても、20ミリということでありますから、室内にいるという場合には20ミリは超えないということで、当

時、特別養護老人ホーム、あるいは菊池製作所さん、ハヤシ製作所さんなどが避難先から通って操業あるいは事業展開ということあります。そういうふうに考えますと、外は高いけれども中は低いということもあり得るということが一つ言えるのではないかという気はします。ただ、それで安心だなんて言うつもりは全くありません。外も中もできるだけやっぱり下げていただく。やはりリフォームをすることによって、かなり下がるということもあるだろうと思いますから、そういう中でどのぐらいになるのか、あるいはまた周辺が当然高いということになれば、もう一度の除染なども、やっぱりそこに住民に来ていただく、あるいはほかの人たとえ日中だけでも来ていただくということになれば、当然しっかりとやっていかなければなりませんので、その旨はまた環境省とこれから交渉ということでやっていければなど、今のところ村ではそう思っているところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 当面はリフォームした施設内の利用ですから、施設とそこに入る道路の除染が基本となっているんでしょうけれども、全体周遊して、あいの浮き橋から愛の句碑から全部見て歩くような本来のものにしていくには、私は危険毒物がいっぱいあるところを歩かせるという、被ばくさせ続けるということにつながると思うんですけども、そういう意味では立入禁止区域ということで設けるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） その辺やってみないとわかりませんけれども、余りにもということになるとそういうこともあるかもしれませんのが、できるだけ現況がわかるような態勢はとれれば、あとはそれぞれが判断をしていただくということもつけ加えさせていただくということではないのかなと思っております。

7番（佐藤八郎君） 地権者が自分の山に立入禁止区域ということになって立てるのは自由でしょうが、このぐらいの特別なここには置かれたままですという、そういうことを想定していますか。

村長（菅野典雄君） 今も申しましたように、最善の努力は我々はしていきますし、国に求めていきます。が、それぞれ放射物質に対する考え方はそれぞれが皆さん方が違うわけでありますから、まさに一番ここでないとダメだという方の基準に合わせますと、もう何十年も使わない、使えないということになりますので、我々はできるだけ情報を公表させていただいて、それぞれの判断の中で活用するのもよし、活用しないのもそれもよしという中でやっていくしかないのではないかと思っております。

7番（佐藤八郎君） 今の答弁、確認しておきます。危険毒物がこれだけある、その毒物に自分の体を浴びるのも浴びないのも村民の自由だという行政の被害者代表の考え方だということですか。

村長（菅野典雄君） それぞれの自由とは言っていません。それぞれの、我々は最大の努力をした中で、あるところはそれぞれの責任でご判断をいただくということあります。住民にそれぞれやるのは自由だよという話を言っているつもりは全くございませんので、ご理解、誤解のないようにお願いいいたします。

7番（佐藤八郎君） それぞれの責任は村長、それぞれの責任なんですよ。村長が今言っていることは、それぞれ選択肢は自由だということですよ。だから自由なんです。言葉遊びす

る気はありませんけれども、村の長として、被害を受けた、被ばくし続けている村民代表として、自由に自分の責任で選びなさいということでしょう。

村長（菅野典雄君）　自分の責任で判断をしていただくということが一番の主であると思います。ただ、それにそれぞれ個人の責任に全てをかぶせるという話は行政としてはやっぱりやってはいけないことありますので、最大の努力は重ねた上でということあります。

7番（佐藤八郎君）　それぞれの責任なので、村長は責任をとるつもりはないということなんですけれども、当初、蕨平、比曽、長泥、深谷のやすらぎに避難させた、そのときのやすらぎの線量は発表を何度か求めましたけれども、出てきませんでしたけれども、たしか10マイクロ以上25マイクロ以下ぐらいの数値かなと。深谷全体、いろんなあの辺の周り近所に聞いている限りではそういうふうに思いますけれども、もっと高いかもしれませんけれども、そこに一時避難をさせたわけですけれども、今もこの間の副村長の答弁だと、放射能事業に従事している放射線量値を示して、1ミリではなくてもいいんだみたいな答弁しておりますけれども、今はいろんなことで情報が出ていて、看護師やら先生なりやめた方が実際いろんな健康被害、子供のお産にしてもいろいろ出ているというふうになっていますけれども、今の村長の話だと責任は全部自分で持つんだよと、村は線量あっても危険毒物が村中、約85%にそのまま置いたままでも浴びたい人は戻って浴びなさい、浴びたくない人は戻らないようにみたいな話ですけれども、村長として今までの村づくりの根底からすると、各地区から5人も代表者集めて100人を超える人たちが長期計画に携わって、村民とともに行政が協働の力で村をつくってきた飯舘村の歴史上に汚点を残すやり方だというふうに私は思っていますけれども、責任を全く加害者だけにとらせるにしても、加害者より先に新聞報道発表したり、先導役を買って出ているようなやり方じゃないんですか。

村長（菅野典雄君）　当時の話が出ました。長泥の皆さん方をあいの沢、やすらぎにということあります。間違いなく、我々、全く原発事故、放射能について全然わからない中で、国から示されたのは長泥が赤い数字が出てきたと、赤い色が出てきたと、そういうことですから、少しでもそれよりも低いところにということで、当時村であいていたやすらぎに何日か住んでいただいたということあります。これは全く村のほうでそこにお願いしたわけでありますから責任があると。当時どのぐらいだったかは別にしても、何せ少しでも線量の低いところにという中で村のほうで住民の避難ができる方はやっていただきたいということですから、これは村の責任でやらせていただいた。その結果どうだったかというのは、これは村として当然責任を負うというのがどういう形になるかわかりませんが、決して村が全然関係ないと言うつもり、個人の責任だと言うつもりは全くありません。ただ、今こうして何年か過ぎて除染がある程度進んで、まだまだ高い数字もあるかもしれませんけれども、ある程度下がった中では、いつまでもだめだだめだという話にもなりませんので、できるだけ我々は下がる努力をしっかりとしたり求めたりしながら、それぞれの判断を仰ぐという形にならざるを得ないのではないかということありますので、責任を逃れるという話ではない。責任のとるところをどういうふうにとりながら、また残念ながら一人一人の住民の全員の責任を村で持つというわけにもいきませんので、それぞれの判断の中でぜひお願ひしたいと。我々は一生懸命下げる努力をこれからもさせていただき

ます。こういうことでご理解をいただければと思っております。

7番（佐藤八郎君） 森林除染の考え方、環境省が言っている。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしの森林除染の考え方でございますが、これまでにお話ししておりますように、環境省のガイドラインによる森林除染については、敷地等からの林縁部20メートル範囲という形で今の環境省の除染の考え方になっております。その林縁の部分でございますが、議員もご存じのとおり、今まで国にその林縁のほうもせめて里山までの除染というようなことを国なり等に要望してきている状況でございますが、まだその内容等が示されていないという状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、森林にはもう放射線量が大分低くなっているという報告はないんですね。

除染推進課長（中川喜昭君） そのような報告は一切ありませんし、やはり森林除染もその林縁も必要だというふうに村は認識しております、今までも要望してきていると。下がったという実態はございません。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今後、森林づくりというか山づくりというか、飯館、森林75%、どう生かすかというのは大きな課題。燃やすにしても何にしても、灰に出てくる。いろいろ課題いっぱいあると思うんですけども、環境省がもう森林は出るような条件なくなって、みんな下におさまっているんだみたいなことになれば、どういうふうに山は再生なり復興するんでしょうか、山林というものは。木が枯れるのを待っているのか、伐採しながら徐々に片づけるのか、植林をするのか。山はしばらく、私らは何十年も生きないからあれでけれども、やがてふるさとに戻る若者、子供にとってどういうふうにされていくんでしょうか。環境省がそういうふうに放射線量が下がって土中にみんな入り込んでいるんだというだけ、加害者が勝手にそんなことだけ言っていることに被害者代表の村長は何を言うんですか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前11時49分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午前11時49分）

村長（菅野典雄君） 何せ我々のふるさと、少しでも住めるような、安心できるようなことにするために、毎日のように言っています。きょうも今、復興庁統括官にしっかりと山の件を言っております。ですから、これからも皆さんと一緒にになって、少しでもいい状況にするために努力を一緒にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（大谷友孝君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号宿泊体験館きこり修繕工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号宿泊体験館きこり修繕工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第6、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第7回飯舘村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月19日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

佐藤長平

同 会議録署名議員

飯橋善之郎

同 会議録署名議員

高野泰一